

## 新旧対照表

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><b>国庫補助金等の総収入金額不算入に関する明細書</b></p> <p>この明細書は、所得税法（以下「所法」といいます。）第42条及び第43条に規定する国庫補助金等の総収入金額不算入の特例の適用を受けるときに使用します。</p> <p>この明細書は、補助金等の交付を受けた日の属する年分の確定申告書に添付してください。</p> <p>1 この明細書の資産の種類又は固定資産の明細を記入する欄には、交付を受け又は改良をしようとする資産について、その種類及び明細をできるだけ具体的に記載してください。</p> <p>2 国庫補助金等の総収入金額不算入の特例の適用を受けた場合は、その補助金等で取得又は改良した固定資産について行う減価償却費の計算及び譲渡所得等の計算は、次によることとなりますのでご注意ください。</p> <p>(1) 国庫補助金等の返還を要しないことが確定している場合</p> <p>ア その固定資産の取得に要した金額又は改良費の額から、その補助金等の金額を控除した金額をもって、その固定資産の取得価額又は改良費の額とみなされます。</p> <p>イ 補助金等に代わるべきものとして交付を受けた固定資産については、取得価額がないものとみなされます。</p> <p>(2) 国庫補助金等の返還を要しないことが確定していない場合</p> <p>その固定資産の取得に要した金額又は改良費の額を基にして普通どおり計算します。</p> <p>3 提出先 納税地を所轄する税務署長</p> <p>4 根拠条文 所法第42条、第43条</p>	<p style="text-align: center;"><b>国庫補助金等の総収入金額不算入に関する明細書</b></p> <p>この明細書は、所得税法第42条及び同法第43条に規定する国庫補助金等の総収入金額不算入の特例の適用を受けるときに使用します。</p> <p>この明細書は、補助金等の交付を受けた日の属する年分の確定申告書に添付してください。</p> <p>1 この明細書の資産の種類又は固定資産の明細を記入する欄には、交付を受け又は改良をしようとする資産について、その種類及び明細をできるだけ具体的に記載してください。</p> <p>2 国庫補助金等の総収入金額不算入の特例の適用を受けた場合は、その補助金等で取得又は改良した固定資産について行う減価償却費の計算及び譲渡所得等の計算は、次によることとなりますのでご注意ください。</p> <p>(1) 国庫補助金等の返還を要しないことが確定している場合</p> <p>ア その固定資産の取得に要した金額又は改良費の額から、その補助金等の金額を控除した金額をもって、その固定資産の取得価額又は改良費の額とみなされます。</p> <p>イ 補助金等に代わるべきものとして交付を受けた固定資産については、取得価額がないものとみなされます。</p> <p>(2) 国庫補助金等の返還を要しないことが確定していない場合</p> <p>その固定資産の取得に要した金額又は改良費の額を基にして普通どおり計算します。</p> <p>3 提出先 納税地を所轄する税務署長</p> <p>4 根拠条文 所法第42条、第43条、所令第90条、第91条</p>